

福岡県社会福祉施設等物価高騰対策 支援金（介護分）について

コロナ禍における食糧費・光熱費等の物価高騰による影響を価格転嫁することが難しい県所管の介護サービス事業所・施設等を支援します。

1 支援概要

- 次の表に応じた支援金を給付します。

区分	サービス種別	支援金の額
入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 軽費老人ホーム、養護老人ホーム 短期入所生活介護、短期入所療養介護	定員1名当たり3万円
通所系	通所介護、通所リハビリテーション	定員1名当たり6千円
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護	5万円

※ 支援対象となる介護サービス事業所等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

※ 短期入所生活介護、短期入所療養介護事業所は併設型、単独型が対象です。（空床利用型は除く）

※ 定員は10月1日時点とします。

2 申請方法

郵送のみの受付となります。

※申請書（署名または記名押印が必要）に添付書類を添えて、下記事務局までご提出ください。

添付書類：受取口座がわかる通帳のコピー（介護給付費の受取口座を希望される場合は不要です。）

3 申請期限

- 支援金の申請書は下記期限までにご提出ください。

令和5年2月28日（火） **必着**

4 留意事項

- 申請にあたっては以下の事項にご留意ください。
 - ① 介護予防サービスを含みますが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱います。
 - ② 同一の事業所番号で複数の介護事業を実施している場合は、入所系、通所系、訪問系でそれぞれ申請できますが、県に届出等を行っている場合に限りです。
 - ③ 障がい福祉サービスと併せて事業を行っている事業所は、重複できませんので、介護分野でご申請ください。
 - ④ 申請日時点で、未届けを含む休廃止している事業所は対象となりません。
 - ⑤ 北九州市、福岡市、久留米市に所在する事業所等や、地域密着型サービス事業所等は対象外となりますので、ご注意ください。

（県ホームページQRコード）

※事業の詳細はこちら

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-bukka.html>

【問合せ先・提出先】

福岡県介護・障がい施設等物価高騰対策支援金事務局

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目17-28 凸版印刷九州事業部内事務局

TEL：050-3504-3081

